

市民ぐるみでいじめをなくそう

～京都市いじめの防止等に関する条例及び取組指針を策定～

京都市では、平成26年10月に「京都市いじめの防止等に関する条例」を施行するとともに、平成27年1月にはより具体的な取組内容を規定した「京都市いじめの防止等取組指針」を策定しました。

どうして条例ができたの？

どの子どもにも、どの学校にも起こり得る「いじめ」。

いじめは、心身の健全な成長に重大な影響を与え、生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本市及び教育委員会、学校、保護者、市民・事業者、子ども、社会一体となっていじめの問題に向き合い、いじめの防止等の取組を充実していくため、本市のいじめの防止等の基本方針となる条例を施行しました。

条例・取組指針の内容は？

●いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、いじめの再発防止の取組を推進します。

- 市は取組指針を、学校は基本方針を策定して、いじめの防止等の取組を推進します。
- いじめを受けた子どもの心情を尊重し、その保護を第一に考え、必ず解決するという姿勢で、いじめを受けた子ども・保護者への支援を行います。
- いじめは決して許さないという毅然とした態度で、再発防止に向け、いじめを行った子どもがいじめを行うこととなった背景を踏まえた指導を行うとともに、いじめを行った子どもの保護者への支援を行います。

●いじめの防止等の責務や役割を明確にしました。

- 本市及び教育委員会、学校、保護者、市民・事業者、子ども、社会一体となっていじめの問題に向き合います。

●警察や児童相談所など関係機関等との連携を強化します。

●重大事態※が起こった場合、学校や教育委員会の下に組織を設置し、調査を行います。

※【いじめ防止対策推進法第28条(抄)】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

条例・取組指針では、それぞれの役割を定めています。

京都市教育委員会

- 取組指針の策定とともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等の取組を行う。
- いじめへの対応や教職員の資質向上、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等を行う。

学校

- 学校いじめの防止等基本方針を策定する。
- 校内体制を整備する。
- 子どもの規範意識を醸成する。
- いじめの未然防止、早期発見、再発防止、いじめ事案への対応を行う。

京都市

保護者、市民、事業者、関係機関等と連携して、いじめの防止等の取組を京都市総体として推進する。

保護者

- 子どもがいじめをしないよう、健やかで心豊かに育む。
- 子どもがいじめを受けたら適切にいじめから保護する。



- いじめを行ってはいけません。
- いじめの防止等の取組に積極的に取り組むよう努める。
- いじめを認識した時は、相談するよう努める。

市民・事業者

- いじめの防止等の対策に積極的に協力する。
- 子どもが健やかで心豊かに育まれる環境の整備に努める。

子どもの命を守り、子どもが安心して生活し、学ぶことができるよう、いじめをなくしていきましょう。

市民ぐるみでいじめをなくそう

～気づいていますか？子どものサイン～

子どもにとって、いじめは相談しにくいもの。大人が子どものサイン(変化)に気づくことが大切です。

朝(登校前)

- 体の具合が悪いと言い、学校を休みたがっていませんか？
- 食欲がなくなったり、だまって食べていませんか？

夕(下校後)

- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがっていませんか？
- 親しい友達が遊びに来なかったり、友達と遊びに行かないことが続いていますか？
- ケータイ・スマホの着信音におびえていますか？

夜(就寝前)

- 表情が暗く、学校や友達の話、家族との会話が減っていませんか？
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがありませんか？
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えていませんか？

夜間(就寝後)

- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れていませんか？
- 服がよごれていたり、やぶれていませんか？
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続いていますか？

いじめをしていませんか？

- 言葉づかいが荒くなったり、言うことをきかず、人のことをバカにしていますか？
- 買ったおぼえのない物を持っていますか？
- 与えたお金以上のものを持っていたり、おこづかいでは買えないものを持っていますか？

あれ？もしかして？と思ったとき

子どもが話しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。

子どもにとって良き相談相手になりましょう。問い詰めるのではなく、子どもの気持ちを受け入れることが大切です。

いじめが疑われるときは、学校に相談しましょう。

まず正確な事実を把握することが第一です。お家の方の心配を学校に伝え、家庭と学校とが情報を共有することで、どんな問題が起こっているのかははっきりし、解決につながります。

「いじめは許されないこと」「いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないこと」をはっきり伝えましょう。

気になることは学校に相談しましょう。また、学校以外に相談できる窓口もあります。

いじめ相談 24 時間ホットライン	さあこい なやみよ 075-351-7834	年中無休・24時間対応
いじめメール相談	ijime-soudan-mail@edu.city.kyoto.jp	年中無休・24時間受付 (メール相談の受付から返信まで3日程度 (土・日・祝・年末年始を除く)を要する)